

令和 6 年 5 月 17 日

市政記者クラブ 様

監査事務局次長 可児

TEL 9 7 2 - 3 3 2 2

※ 詳細は、最終ページに掲げる  
連絡先へお問い合わせください。

## 監査の結果について

監査委員から、令和 6 年名古屋市監査報告書（第 2 号）を令和 6 年 5 月 16 日に議会及び市長へ提出しました。

今回の監査では、固定資産税等の課税誤りや電気設備機器の不適正な耐震措置に関する指摘を始め、計 41 項目の指摘を行うとともに、是正改善や再発防止などの措置を講じるよう求めました。

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象・指摘事項数

区分（※）	対 象	指摘事項数
事務監査	会計室・財政局	7
	住宅都市局（公の施設の指定管理者を含む。）	9
	上下水道局	4
	教育委員会（学校教育）	13
工事監査	子ども青少年局（工事）	3
	交通局（工事）	2
出資団体監査	（公財）愛知県暴力追放運動推進センター （公財）名古屋産業振興公社 名古屋ガイドウェイバス（株）	3
<b>合 計</b>		<b>41</b>

※ 地方自治法第 199 条第 1 項・第 2 項・第 7 項に定める、財務監査・行政監査・財政援助団体等監査として実施

#### (2) 監査の実施時期

令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月まで（今回公表分の全体として）

### (3) 監査の方法

#### 事務監査

収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合、実査等を行った。

#### 工事監査

子ども青少年局（工事）は40件、交通局（工事）は105件の工事及び委託を抽出し、設計・積算・施工・検査等が適正に行われているかについて、書類等突合、実査等を行った。

#### 出資団体監査

団体の出納その他の事務について、書類等突合、実査等を行った。

## 2 主な指摘事項

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
会計室 ・ 財政局	<b>課税標準の特例の適用事務について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例の適用に誤りがあり、税額が5,600円過少となっている事例があった。</li> <li>納税義務者から不足分を徴収するとともに、特例の適用にあたっては、十分に精査されたい。</li> </ul>	P6  指摘 (6)
住宅都市局	<b>区分所有建物の修繕工事に係る負担金支出について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市（住宅都市局及び観光文化交流局）とまちづくり公社が区分所有する建物の修繕工事費用について、観光文化交流局が負担すべき工事負担金より少ない金額が、まちづくり公社から観光文化交流局へ請求され、その差額については、住宅都市局及びまちづくり公社それぞれの負担金に上乘せされていたことから、適正な金額に是正されたい。</li> </ul>	P13  指摘 1 (2)
上下水道局	<b>システム操作権限の管理について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道料金の未納徴収業務等の業務委託における一部の従事者に対して付与しているシステム操作権限が、従事者の退職等があったにもかかわらず、付与されたままになっていた。</li> <li>個人情報等を取り扱う業務であるため、適切な情報保護対策に取り組まれたい。</li> </ul>	P27  指摘 (3)
教育委員会 (学校教育)	<b>競争性のある契約の締結について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>同じ品目の備品の購入等について、契約年月日や納期限が同一であるにもかかわらず契約を分割していたため、経済性の観点から、契約を一つにまとめられたい。</li> </ul>	P36  指摘 (5)

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
子ども 青少年局 (工事)	<b>遊具の適正な設置について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どんぐりひろばで更新した鉄棒において、鉄棒の安全領域<sup>(注)</sup>内にスチール柵や基礎ブロックがあった。</li> <li>・ 重大事故につながるおそれがあるため、鉄棒については、遊具の安全に関する規準に適合するよう是正されたい。</li> </ul> <p>(注) 安全領域 子どもが遊具から飛び出したりした場合等の到達想定範囲</p>	P46  指摘 (1)
交通局 (工事)	<b>電気設備機器の適正な耐震支持について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2件の変電所の工事で更新した電気設備機器 163台のうち114台において、機器を固定するボルトが鉄筋コンクリートの床等ではなく、無筋コンクリートの床に緊結されていた。</li> <li>・ 地震時に機器が転倒するおそれがあることから、建築設備耐震設計・施工指針を踏まえて適切な耐震措置を講じられたい。</li> </ul>	P50  指摘 (1)
(公財) 愛 知県暴力追 放運動推進 センター ・ (公財) 名 古屋産業振 興公社	<b>インターネットバンキングの利用権限の設定について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関のインターネットバンキングシステム上の利用権限について、一人の職員に振込登録及び振込承認の権限が付与されていたほか、明文化された規程等がなかった。</li> <li>・ 一人の職員が両方の権限を有しないよう利用権限を見直すとともに、規程等を定められたい。</li> </ul>	P55  指摘 (1) ・ P62  指摘 (1)

### 3 主な意見

対 象	主な意見	報告書 ページ
会計室 ・ 財政局	<b>市税の適正な賦課・徴収事務の執行について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税事務所等において、依然として誤送付等の事務処理誤りが発生しており、今回の監査でも課税標準の特例の適用誤り等が見受けられたことから、リスク対応策の定期的な見直しを行うなど、引き続き改善に向けた取組を進められたい。</li> <li>・ 将来にわたって質の高い税務事務を執行するためには人材育成が重要である。税の専門知識だけでなく税以外の幅広い知識を有し接遇やコミュニケーション能力も兼ね備えた税務職員を育成されたい。</li> </ul>	P8  意見 1

対 象	主な意見	報告書 ページ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政局にあっては、本庁、各市税事務所等が一丸となって、引き続き市民の理解と信頼を得られる税務事務の推進に努め、歳入の根幹である市税収入の安定的な確保を図られるよう強く期待する。</li> </ul>	
教育委員会 (学校教育)	<p><b>学校における働き方改革の推進について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の時間外在校等時間の上限を超えて勤務している教職員の割合は、減少傾向にあるものの依然として高い割合となっている。</li> <li>・ 教員の学校徴収金に係る業務の負担軽減には、学校徴収金システムの導入が有効な手段である。さらに、給食費の公会計化を含め、その業務のあり方全体について検討を行う必要がある。</li> <li>・ 教員が授業や成績処理といった教員本来の業務に集中できるよう、学校業務全般について見直しや改善を進めていくことが求められる。</li> <li>・ 教育委員会においては、スピード感を持って学校における働き方改革を推進することにより、教員の長時間勤務を是正し、教員が健康に働くことができ、これまで以上に自らの人間性や創造性、資質・能力の向上を図ることができる環境を整備し、更なる学校教育の充実につなげられたい。</li> </ul>	P43  意見
交通局 (工事)	<p><b>適切な工事監理に向けた取組について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2か所の変電所の工事において、電気設備機器の耐震支持が建築設備耐震設計・施工指針に基づいていない不適正な事例が見受けられた。</li> <li>・ 大規模地震時に機器が転倒し、変電所が機能を発揮できなくなると、地下鉄の運行などに支障をきたすおそれがある。</li> <li>・ 上記事例以外においても、指針に基づく耐震支持の有無を確認し、不適正な場合には必要な対策を講じられたい。</li> <li>・ 指針の理解促進に取り組むとともに、指針以外の基準等に対しても不適正な事例発生防止のための取組に努められたい。</li> </ul>	P53  意見

監査報告書の内容は、名古屋市公式ウェブサイトからご覧いただけます。

URL : <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/56-2-7-0-0-0-0-0-0-0.html>



二次元コード

(質問等連絡先について)

監査対象	連絡先
上下水道局 (公財) 愛知県暴力追放運動推進センター (公財) 名古屋産業振興公社 名古屋ガイドウェイバス (株)	担当課長 (特別監査等) 伊藤 (TEL972-3318)
会計室・財政局 住宅都市局 (公の施設の指定管理者を含む。) 教育委員会 (学校教育)	事務監査課長 高橋 (TEL972-3326)
子ども青少年局 (工事) 交通局 (工事)	工事監査課長 板津 (TEL972-3329)